⑵　第１回弁済および免除

ＰＰＩは、更生計画認可決定確定日から３か月以内に、次のとおり権利の変更をし、弁済する。免除の効力は、弁済と同時に生じるものとする。

①　⑴の免除後の確定更生債権額（以下「弁済対象債権額」という。）のうち10万円以下の部分　100％弁済する。

②　弁済対象債権額のうち10万円を超える部分　97.7％について免除を受け、免除額控除後の残額を弁済する。

⑶　第２回弁済および免除

別表６－２「存続する担保権一覧表（分類①）（売却不動産）」（省略）記載の売却不動産の処分が完了した後３か月以内に、前記第１節第２第２項⑶イにより受領した更生協力金の2.5％相当額を原資として第２回弁済を行う。第２回弁済の弁済額の算出は、弁済対象債権額から第１回弁済額および前記第１節第２第２項⑷ウの規定により一般更生債権につき弁済がなされた額を控除した残額を基準に按分して行う。この弁済額の範囲で前記⑵の免除は効力を失う。

第４節　弁済に関するその他の事項

第１　弁済の場所および方法

本更生計画による弁済は、ＰＰＩの本店（本店とは別に本社がある場合には本社）においてそれぞれ行う。

ただし、債権者が銀行口座等への振込を求めたときは、債権者の指定する銀行口座等への振込によって弁済を行い、振込手数料はＰＰＩの負担とする。優先的更生債権（公租公課）の納付は、徴収権者の指定する場所において行う。

第２　放棄・取下債権の取扱い

更生手続開始決定日以後、更生計画認可決定日までに、更生債権等の放棄または取下げがなされた場合の権利の変更および弁済方法は、放棄または取下げ後の残債権額を基準として行う。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日以後、更生債権等の譲渡または移転（包括承継を含む。）がなされた場合の権利の変更および弁済方法は、譲渡または移転前の債権額を基準とする。更生債権等の一部の譲渡または移転の場合は、免除額は譲渡人と譲受人の間で、譲渡または移転されなかった債権額と譲渡または移転された債権額で按分して負担する。

第４　端数処理

更生債権等の権利の変更において生じる免除後の残額の１円未満の端数は切り上げる。

第５　相殺

ＰＰＩが、更生債権等の弁済を行う際、更生債権者等に対して弁済期の到来した反対債権を有するときは、当該債権を自働債権として対当額において相殺し、残額を弁済する。

第４章　未確定更生債権等の措置

第１節　未確定更生債権等に対する措置

第１　別表５－２「未確定更生債権等一覧表」（省略）記載の未確定更生担保権および未確定更生債権（以下「未確定更生債権等」という。）については、現在係争中である。

第２　別表５－２「未確定更生債権等一覧表」（省略）記載の未確定更生債権等が確定したときは、確定した額につき、前記第３章第１節または第３節の定めを適用する。この場合、弁済は、前記各規定に定める弁済日または当該未確定更生債権等が確定した日から３か月を経過した日のいずれか遅い日に行うものとする。

第３　未確定更生債権等のうち、新たに確定した額について、遅延損害金は付さないものとする。

第５章　担保権の措置

第１節　担保権等の処理

第１　存続する担保権

１　不動産を目的とする担保権

⑴　別表６－１「存続する担保権一覧表（継続保有不動産）」（省略）、６－２「存続する担保権一覧表（分類①）（売却不動産）」（省略）および６－３「存続する担保権一覧表（分類②）（売却不動産）」（省略）記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の限度で、従前の順位により存続する。同表記載の担保権に共同担保の登記がある場合は、更生計画認可決定により共同担保関係は全て消滅する。

⑵　別表６－１「存続する担保権一覧表（継続保有不動産）」（省略）記載の担保権は、前記第３章第１節第１第２項に基づく弁済が完了したとき、消滅する。その場合、担保権者は、速やかに当該担保権の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。別表６－２「存続する担保権一覧表（分類①）（売却不動産）」（省略）および６－３「存続する担保権一覧表（分類②）（売却不動産）」（省略）記載の担保権は、前記第３章第１節第２第２項に基づく弁済が完了したとき、消滅する。その場合、担保権者は、当該担保権の目的たる売却不動産の売却と同時に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

２　預金返還請求権を目的とする担保権

⑴　別表６－４「存続する担保権一覧表（預金返還請求権）」（省略）記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の限度で、従前の順位により存続する。

⑵　別表６－４「存続する担保権一覧表（預金返還請求権）」（省略）記載の担保権は、前記第３章第１節第３に基づく弁済が完了したとき、消滅する。なお、担保権者は、弁済を実施する際に必要な手続に協力するとともに、弁済を受けた後は、速やかに担保権の目的たる預金返還請求権にかかる預金証書を管財人に返還するなど、担保権の解除に必要な手続を行う。

第２　存続しない担保権

前記第１に基づいて存続するものとされなかった担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。当該消滅する担保権の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の設定登記または登録の抹消手続に必要な書類その他担保権の抹消に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

第２節　火災保険等

第１　火災保険等の設定

ＰＰＩは、前節記載の存続する担保権の目的たる物件を目的物として更生計画認可決定日に締結されている火災保険契約を、保険期間満了後も順次更新する。当該存続する担保権にかかる更生担保権を有する者が当該火災保険契約の保険金請求権に質権設定を受けている場合は、当該火災保険契約の更新の都度、同一内容の質権を設定する。

第２　保険事故発生の場合の処理

前記第１の火災保険契約の対象となる物件について保険事故が発生した場合は、管財人は、裁判所の許可を得て、以下のとおり処理する。

①　保険金を罹災物件の復旧またはこれに変わるべき物件の取得のために用いたとき

復旧または取得した物件上に従来罹災物件上に存した担保権と同一内容の担保権を設定する。

②　罹災物件の復旧またはこれに変わるべき物件の取得を行わないとき

その保険金を売却金額とみなして、権利の変更および弁済に関する規定を適用する。その適用にあたっては、「担保弁済額確定日」は「保険金の入金を受けた日」と読み替える。ただし、当該物件が別表６－１「存続する担保権一覧表（継続保有不動産）」（省略）記載の継続保有不動産であるときは、当該物件を目的とする担保権にかかる更生担保権額と同額の預金を行い、当該物件に設定されていた担保権に対する担保変換として、当該預金の返還請求権に対して質権の設定を行う。